

様式2023/4/5

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

原案審査 原案審査(Ⅱ) 規格検討会 三者委員

対象規格	JIS G 3502 ピアノ線材
------	---------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24							(コメントなし)				
三者委員会	2024/7/24	4001	EMF応 用計測	藤原副 委員長	12.6	b)		磁粉探傷は、磁気探傷に統合する流れでは？		修正採用	“磁粉探傷法” →“磁気探傷法(磁粉探傷法)”	主査調整案とおり

様式2023/4/5

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

原案審査 (Ⅰ)	原案審査(Ⅱ)	規格検討 会	三者委員 会
-------------	---------	-----------	-----------

対象規格	JIS G 3504
	橋りょう(梁)用線材

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24							(コメントなし)				
三者委員会	2024/7/24	4001	EMF応 用計測	藤原副 委員長	12.6	b)		磁粉探傷は、磁気探傷に統合する 流れでは？		修正採用	“磁粉探傷法” →“磁気探傷法(磁粉探傷法)”	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 3192
熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		ed	G3192では、「なお、この規格の適用については、それぞれの製品規格による。」と規定し、G3194では、「なお、この規格の適用については、それぞれの製品規格に規定する。」と規定しています。いずれかに統一してはどうでしょうか？		採用	G3192の記載に統一します。	主査調整案とおり
4002	JSA	堤	附属書JA 簡条1	e)欄		e)欄に記載している「JISは、国内製造技術に対応しており」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	d)欄を「JISは、国内製造技術に対応するため、外観の規定を追加するとともに、規格の適用について製品規格に規定することを記載している。」に修正する。	採用		主査調整案とおり
4003	JSA	堤	附属書JA 簡条4	e)欄	ed	e)欄に記載している「JIS独自の鋼材として、国内認知度が高く、」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	d)欄を「JISでは、国内認知度が高いH形鋼及びCT形鋼を、独自の鋼材として追加している。」に修正する。	採用		主査調整案とおり
4004	JSA	堤	附属書JA 簡条5、簡条6及び簡条8	e)欄	ed	e)欄に記載している「国内取引上の都合であり、」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	簡条5のd)欄を、「JISでは、国内取引上の都合のため、寸法の表し方及び表示の規定を追加している。」に修正する。 簡条6のd)欄を、「ISO規格では、標準長さの規定はないが、JISでは、国内取引上の都合のため、標準長さの規定を追加している。」に修正する。 簡条8のd)欄を、「ISO規格とJISとで、規定内容は、ほぼ同等である。JISでは、国内取引上の都合のため、標準断面寸法の規定を追加している。」に修正する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格 JIS G 3192
熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4005	JSA	堤	附属書JA 箇条7	e)欄	ed	e)欄に記載している「国内市場で重要な鋼材であり、」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	d)欄を、「ISO規格には、H形鋼及びCT形鋼の規定はないが、JISでは、国内市場で重要な鋼材であるため、これらの型钢の規定を追加している。」に修正する。	採用		主査調整案とおり
4006	JSA	堤	附属書JA 箇条9及び 箇条10	e)欄	ed	e)欄に記載している「国内商取引上の都合であり、」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	箇条9のd)欄を、「ISO規格の質量の許容差は、それぞれの国内標準によると規定しているが、JISでは、国内取引上必要であるため、質量の許容差の規定を追加している。」に修正する。 箇条10のd)欄を、「ISO規格は、外観を別の規格 [ISO 20723 (Structural steels—Surface condition of hot-rolled sections—Delivery requirements)] に規定しているが、JISでは、国内製造技術に対応するため、外観の規定を追加している。」に修正する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差
------	--------------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JSA	堤	1		ed	G3192では、「なお、この規格の適用については、それぞれの製品規格による。」と規定し、G3194では、「なお、この規格の適用については、それぞれの製品規格に規定する。」と規定しています。いずれかに統一してはどうでしょうか？		採用	G3192の記載に統一します。	主査調整案とおり
4002	JSA	堤	附属書JA 簡条1	e)欄	ed	e)欄に記載している「JISは、国内製造技術に対応しており」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	追加に関するd)欄を「JISは、国内製造技術に対応するため、外観の規定を追加するとともに、規格の適用について製品規格に規定することを記載している。」に修正する。 変更に関するd)欄を「ISO規格は、断面寸法と寸法・形状の許容差とを別々の規格としているが、JISは、国内製造技術に対応するため、一つの規格としている。」に修正する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3194 熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差
------	--------------------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4003	JSA	堤	附属書JA 簡条4、簡条5及び簡条7	e)欄	ed	e)欄に記載している「国内取引上の都合であり、をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	簡条4のd)欄を、「JISでは、国内取引上の都合のため、寸法の表し方及び表示の規定を追加している。」に修正する。 簡条5のd)欄を、「ISO規格とJISとで規定内容は、ほぼ同党であるが、JISでは、標準断面寸法については、国内取引に必要な寸法を規定している。」に修正する。 簡条7の追加に関するd)欄を「ISO規格は、単位質量だけを表に規定しているが、JISは、国内取引上の都合のため、質量の計算方法及び数値の丸め方も規定している。」に修正する。 簡条7の削除に関するd)欄を「ISO規格は、実測質量に対する許容差をAnnexで規定しているが、JISは、国内取引上の都合のため、規定していない。」に修正する。	採用		主査調整案とおり
4004	JSA	堤	附属書JA 簡条8	e)欄	ed	e)欄に記載している「JISは、国内製造技術に対応しており」をd)欄に移し、e)欄には、「現状を維持する。」だけを記載してはどうでしょうか。	d)欄を、「ISO規格は、外観を別の規格[ISO 7788 (Steel – Surface finish of hot-rolled plates and wide flats – Delivery requirements)]に規定しているが、JISでは、国内製造技術に対応するため、外観の規定を追加している。」に修正する。	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討

三者委員

対象規格	JIS G 3118 中・常温圧力容器用炭素鋼鋼板
------	------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	JICQA	熊井	8	表7	確認	現版(表6)の“注c”及び“注d”が削除されることにより、JIS規格利用者への影響はありませんか？		回答	注c)は、厚さ90mm超えの製造実績を確認し、問題ないことを確認し削除しています。また、注d)は、表7の引張試験特性に“厚さ”区分を追加し、試験片の使用区分の明確化によって削除しています。この記載は、圧力容器鋼板の規格に共通的に使用しています。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3131 熱間圧延軟鋼板及び鋼帯
------	---------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	12.2		ed	読点を挿入	再試験を行い合否を → 再試験を行い, 合否を	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中	15		ed	読点を挿入	化学成分のうち炭素は, → 化学成分のうち, 炭素は,	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	JA 13	d)列	ed	読点を挿入	ISO 規格はJIS の → ISO 規格は, JIS の	採用		主査調整案とおり

原案審査 原案審査(Ⅱ) 規格検討会 三者委員

対象規格 JIS A 5525
鋼管ぐい

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24	4001	東理大	田中	全体		ed	送り仮名の修正	とりつける → 取り付ける とりつけ → 取付け とりつけ形状 → 取付形状	修正採用	公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令第1号)に従い、修正します。 取り付ける。取付け。 「とりつけ位置」は、「取付け」と表記を合わせたく、「取付け位置」とさせていただきます。 (鋼管JISで、「仕上げ方法」を、「冷間仕上げ」と合わせて、「仕上げ方法」に改正横展開しているのと同じ考えです。)	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4002	JICQA	熊井	9		確認	コイル継ぎ溶接は、製管設備入側で実施するのでしょうか？ 厚さや外径の許容差が適用されませんが、測定・管理はどのように行いますか？ コイル継ぎ溶接部の放射線透過試験は、運用実態としては従来から実施されていたのでしょうか？ 規格化されることにより製造業者は無理なく対応可能ですか？		回答	・コイル継ぎ溶接は、製管設備入側で実施します。 ・厚さや外径は製管後、コイル継ぎ溶接部も含めた管全体を検査します。 ・コイル継ぎ溶接部の放射線透過試験又は超音波探傷試験は、従来から製造業者が自主的に実施していたものです。品質の信頼性向上のため、鋼管杭・鋼矢板技術協会から規定追加のご提案があり、採用しました。 ・コイル継ぎ溶接を実施する製造業者は、無理なく対応可能です。	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4003	鉄連	松本	13.2.2	表7	te	今回の改正では、製造方法(簡条6)において、必要に応じて熱処理を追加してもよいことを明確化した。 供試材の採り方(表7)についても、熱処理を実施した場合を想定して、同時熱処理の条件を追加要。	1)熱処理した場合の区分「素管から供試材を採取する場合」について、採取材の採り方を、“同一寸法 ^{a)} 及び同時熱処理 ^{b)c)} の素管1250mごと・・・”に修正。 2)同時熱処理に関する注を追記。これに伴い注番号を修正。 注b): 管に熱処理を行った場合に適用する。また、連続炉を用いる場合の同時熱処理とは、同一熱処理条件での連続した熱処理をいい、連続炉を停止した場合は、停止後の熱処理は同時熱処理に含まない。 注c): 同一溶鋼単位で供試材を採取する場合には、同時熱処理に代えて、同一熱処理条件としてもよい。	採用	鋼管JIS共通文言を追加する。(F01.05鋼管分科会に確認済)	主査調整案とおり

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討会	三者委員
------	---------	-------	------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS A 5530 鋼管矢板
------	--------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24	4001	東理大	田中	全体		ed	送り仮名の修正	とりつける → 取り付ける とりつけ → 取付け	修正採用	公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓令第1号)に従い、修正します。 取り付ける。取付け。 「とりつけ位置」は、「取付け」と表記を合わせたく、「取付け位置」とさせていただきます。 (鋼管JISで、「仕上方法」を、「冷間仕上げ」と合わせて、「仕上げ方法」に改正横展開しているのと同じ考えです。)	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4002	JICQA	熊井	9		確認	コイル継ぎ溶接は、製管設備入側で実施するのでしょうか？ 厚さや外径の許容差が適用されますが、測定・管理はどのように行いますか？ コイル継ぎ溶接部の放射線透過試験は、運用実態としては従来から実施されていたのでしょうか？ 規格化されることにより製造業者は無理なく対応可能ですか？		回答	・コイル継ぎ溶接は、製管設備入側で実施します。 ・厚さや外径は製管後、コイル継ぎ溶接部も含めた管全体を検査します。 ・コイル継ぎ溶接部の放射線透過試験又は超音波探傷試験は、従来から製造業者が自主的に実施していたものです。品質の信頼性向上のため、鋼管杭・鋼管矢板技術協会から規定追加のご提案があり、採用しました。 ・コイル継ぎ溶接を実施する製造業者は、無理なく対応可能です。	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4003	鉄連	松本	14.2.2	表8	te	今回の改正では、製造方法(簡条6)において、必要に応じて熱処理を追加してもよいことを明確化した。 供試材の採り方(表8)についても、熱処理を実施した場合を想定して、同時熱処理の条件を追加要。	1)熱処理した場合の区分「素管から供試材を採取する場合」について、採取材の採り方を、“同一寸法 ^{a)} 及び同時熱処理 ^{b)c)} の素管1250mごと・・・”に修正。 2)同時熱処理に関する注を追記。これに伴い注番号を修正。 注b):素管に熱処理を行った場合に適用する。また、連続炉を用いる場合の同時熱処理とは、同一熱処理条件での連続した熱処理をいい、連続炉を停止した場合は、停止後の熱処理は同時熱処理に含まない。 注c):同一溶鋼単位で供試材を採取する場合には、同時熱処理に代えて、同一熱処理条件としてもよい。	採用	鋼管JIS共通文言を追加する。(F01.05鋼管分科会に確認済)	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(I) 2=規格検討会 3=原案審査(II) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3474 鉄塔用高張力鋼管
------	------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連	松本	12.2.2	表9	te	<p>今回の改正では、製造方法(簡条5)において、必要に応じて熱処理を追加してもよいことを明確化した。</p> <p>供試材の採り方(表11)についても、熱処理を実施した場合を想定して、同時熱処理の条件を追加要。</p>	<p>1)熱処理した場合の区分「素管から供試材を採取する場合」について、採取材の採り方を、“同一寸法^{a)}及び同時熱処理^{b/c)}の素管1250mごと・・・”に修正。</p> <p>2)同時熱処理に関する注を追加。</p> <p>注b): 管に熱処理を行った場合に適用する。また、連続炉を用いる場合の同時熱処理とは、同一熱処理条件での連続した熱処理をいい、連続炉を停止した場合は、停止後の熱処理は同時熱処理に含まない。</p> <p>注c): 同一溶鋼単位で供試材を採取する場合には、同時熱処理に代えて、同一熱処理条件としてもよい。</p>	採用	<p>鋼管JIS共通文言を追加する。(F01.05鋼管分科会に確認済)</p>	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3475 建築構造用炭素鋼鋼管
------	--------------------------

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連	松本	11.2.2	表11	te	<p>同タイミングで改正する、G3474等におけるコメントの横展開。</p> <p>供試材の採り方(表11)について、熱処理を実施した場合を想定して、(現行規格が同一溶鋼を条件規定しているため、同時熱処理ではなく)同一熱処理条件を追加要。</p>	<p>1)供試材の採り方を、“同一溶鋼, 同一寸法^{a)}及び同一熱処理条件^{b)}の管〇〇mごと・・・”に修正。</p> <p>2)同一熱処理条件に関する注を追記。これに伴い注番号を修正。 注b): 管に熱処理を行った場合に適用する。</p>	採用	鋼管JIS共通文言を追加する。(F01.05鋼管分科会に確認済)	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	A.5.1	d) 2)	te	<p>定電位電解ならば、参照電極、所定の電位等を明示する必要はありませんか？</p>		採用	<p>“・・・定電位電解装置を用いて所定の電位で電解して、試料を溶解する。”を以下に修文します。</p> <p>“・・・定電位電解装置を用いて、0mV(対飽和カロメル電極)～+600mV(対飽和カロメル電極)の電位で電解して、試料を溶解する。”</p> <p>(参考文献)黒澤ら: 鉄と鋼, 76 (1990), p.486</p>	主査調整案とおり

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

対象規格	JIS Z 2251-1 ヌーブ硬さ試験-第1部:試験方法
------	----------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会		4001	JSA	堤	1		ed	字句修正	「本規格で規定される」→「この規格で規定する」	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4002	JSA	堤	1		ed	字句修正	「この規格を0.007 mm以上の厚さの皮膜に適用する。」→「この規格を0.007 mm以上の厚さの皮膜に適用することが可能である。」では?	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4003	東理大	田中	2		ed	右欄のJIS規格(8.10で引用)を参考文献欄より移動	JIS Z 2251-2 ヌーブ硬さ試験-第2部:硬さ値表	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4004	JSA	堤	8.3		ed	字句修正	「どの試験力に対しても」→「いずれの試験力に対しても」	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4005	JSA	堤	8.3		ed	字句修正	「附属書Aによる」→「附属書Aに規定する」	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4006	東理大	田中	A.1	式(A.2)	ed	下付き添え字“n”を斜体に修正	$H_1, \dots, H_n \rightarrow H_1, \dots, H_n$	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4007	東理大	田中	B.(全体)		ed	送り仮名の修正	繰返し性 → 繰り返し性	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4008	東理大	田中	C(全体)		ge	今後、用語「計量トレーサビリティ」の使用が優勢になると思いますが...	計量計測トレーサビリティ → 計量トレーサビリティ	採用	今の用語でも問題ないと考えますが、NIMSのホームページでは計量トレーサビリティとなりました。	主査調整案とおりに
三者委員会		4009	東理大	田中	F.2.1		ed	読点を挿入	試験力で皮膜 → 試験力で、皮膜	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4010	東理大	田中	F.2.1		ed	句点の修正	項目である。(F.4参照。) → 項目である(F.4参照)。	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4011	JSA	堤	F.2.1		ed	字句修正	「報告項目である。(F.4参照。)」→「報告項目である(F.4参照)」	採用	4011と同じ	主査調整案とおりに
三者委員会		4012	JSA	堤	F.2.1		ed	字句修正	「電気化学的に、または、機械的に」→「電気化学的に又は機械的に」	採用		主査調整案とおりに
三者委員会		4013	JSA	堤	F.2.3		ed	字句修正	「皮膜と基材の境界」→「皮膜と基材との境界」	採用		主査調整案とおりに

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

対象規格	JIS Z 2251-1 ヌーブ硬さ試験-第1部:試験方法
------	----------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会		4014	東理大	田中	F.2.4		ed	“片”を挿入	代用試験は、 → 代用試験片は、	修正採用	①1行目の“代表試験は”→“代用試験片は”が正しく、修正します。 ②4行目については、対応国際規格の該当部分の英文は”This substitution”となっており、”Test coupon”(代用試験片)ではないので、試験そのものの妥当性を論じていると考えます。また、前回ご審議頂いたZ 2244-1でも同じ文章で了解を頂いています。ただし、利用者から誤解を受けやすい可能性もありますので、以下のように修正します。 “試験片が製品と同一又は最も類似した製造方法によって作られた場合、代用試験は、有効である。” →“代用試験片が製品と同一又は最も類似した製造方法によって作られた場合、代用試験は、有効である。”	主査調整案とあり
三者委員会		4015	東理大	田中	F.2.4		ed	字句の修正?	代用試験用の → 代用試験片の	採用	for the test couponsですのでご指摘を採用します。	主査調整案とあり
三者委員会		4016	東理大	田中	F.2.4		ed	漢字に変更	および → 及び			主査調整案とあり
三者委員会		4017	JSA	堤	F.2.4		ed	字句修正	「そしてあらゆる電気めつき」 →「及びあらゆる電気めつき」?	採用		主査調整案とあり
三者委員会		4018	JSA	堤	F.2.4		ed	字句修正	「および溶液組成」→ 「及び溶液組成」	採用	4016と同じ	主査調整案とあり
三者委員会		4019	JSA	堤	F.2.4		ed	字句修正	「試験される製品の電気めつき条件にできるだけ近いものとする。」→ 「できるだけ試験する製品で行った電気めつきの条件とする。」 「ものとする」は、用いないことになっています。	採用		主査調整案とあり
三者委員会		4020	JSA	堤	F.3.3		ed	字句修正	「金属組織の不均一部の近傍でくぼみは、形がひずむ可能性がある。」→ 「くぼみは、金属組織の不均一部の近傍において形がひずむ可能性がある。」?	採用		主査調整案とあり

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

対象規格	JIS Z 2251-1 ヌーブ硬さ試験-第1部:試験方法
------	----------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会		4021	JSA	堤	F3.4		ed	字句修正	「くぼみの中心と試験片の端部との境界の間隔は」→「くぼみの中心と試験片の端部との間隔は」では？	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4022	東理大	田中	F.3.7		ed	読点を挿入	得るために最初の → 得るために、最初の	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4023	JSA	堤	F3.8		ed	字句修正	「最大値と最小値の差」→「最大値と最小値との差」	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4024	東理大	田中	F.3.8		ed	下付き添え字“n”を斜体に修正	H ₁ , H ₂ , …, H _n を → H ₁ , H ₂ , …, H _n を	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4025	東理大	田中	F.4		ed	“)”を削除	垂直)の → 垂直の	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4026	東理大	田中	参考文献		ed	参考文献[16]を簡条2に移動する。 このほかにも簡条2に移動すべき文献がありそうですが・・・。		採用	他にないことを確認しました。	主査調整案とおり
三者委員会		4027	東理大	田中	JA(全体)		ed	他の規格の表記に整合させる？	対応国際規格では、 → ISO規格では、	採用	以前 編集校正時にJSA担当の方と合意して対応国際規格としましたが、再度確認しISO規格とする方が良いとのことですので採用します。	主査調整案とおり
三者委員会		4028	東理大	田中	JA 1	d)列	ed	読点を挿入	注意として注記として → 注意として、注記として	修正採用	測定精度への注意として→測定精度に対する注意のため	主査調整案とおり
三者委員会		4029	東理大	田中	JA 6.3	d)列	ed	読点を挿入	想定し注として → 想定し、注として	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4030	東理大	田中	JA 8.2	d)列	ed	読点を挿入	反映し受渡当事者間の → 反映し、受渡当事者間の	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4031	東理大	田中	JA 8.2	d)列	ed	読点“、”を“，”に修正	許容するため、“受渡” → 許容するため，“受渡	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4032	東理大	田中	JA A.1	d)列	ed	読点を挿入	合わせて偏りの → 合わせて、偏りの	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4033	東理大	田中	JA A.1	d)列	ed	読点を挿入	方法として算出式 → 方法として、算出式	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4034	東理大	田中	JA B.4	d)列	ed	読点を挿入	JIS では δ ms の → JIS では、δ ms の	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4035	東理大	田中	JA 附属書 D	d)列	ed	読点“、”を“，”に修正	対応国際規格では、 → ISO規格では、	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4036	東理大	田中	JA 附属書 D	d)列	ed	読点を挿入	JIS では他の → JIS では、他の	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4037	東理大	田中	JA 附属書 D	d)列	ed	読点を挿入	追加し国家 → 追加し、国家	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4038	東理大	田中	JA F3	a)列	ed	簡条記号の修正(2か所)	F3 → F.3	採用		主査調整案とおり
三者委員会		4039	東理大	田中	JA F3	d)列	ed	読点“、”を“，”に修正	あったが、“標準” → あったが，“標準”	採用		主査調整案とおり

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

対象規格	JIS G 3195 線材の形状、寸法、質量及びその許容差
------	----------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24	4001	東理大	田中	規格名称		ge	「形状」に関する記述は、簡条1の「断面が円の線材」とあるだけなのですが、規格名称は適切でしょうか？		(回答)	この規格の規格名称は、「線材の形状、寸法、質量及びその許容差」として、簡条1に、「断面が円形の線材」を対象とすることを規定しています。 G0203では、線材は、「棒状に圧延し、コイル状に巻いた鋼材で、後続の加工を意図したもの注釈1 断面が円、だ(楕)円、正方形、長方形、六角形、八角形、半円形などのものがある。」と定義しています。 一方で、鋼材の共通規格であるG3191～G3194は、形状の大部分類との位置づけのもと、「棒鋼及びバーインコイル」、「形鋼」、「鋼板及び鋼帯」、「平鋼」を規格名称として、対象を限定する場合、簡条1に規定しており、この規格においては、規格名称を「線材…」としています。	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4002	JSA	堤	規格の英文名称		ed	対応国際規格の英文名称では、「steel」を記載しています。「wire rods」→「steel wire rods」に変更する必要はないでしょうか？		採用		主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4003	JSA	堤	1		ed	「なお、この規格の適用は、それぞれの製品規格に規定するものとする。」と記載していますが、「ものとする」は、用いないことになっています。	類似の規定が、今回審議予定のG3192及びG3194にもありますが、文末の表記が若干異なっていますので、統一してはとコメントしました。これらのJISにおいて、表記を統一される思いますので、その表記のように変更してはどうでしょうか？	修正採用	G3192及びG3194でいただきましたご意見と整合すべく、次のとおり修正します。 「なお、この規格の適用については、それぞれの製品規格による。」 (G3192:2021の規定文にあわせます。)	主査調整案とおり

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 3195 線材の形状、寸法、質量及びその許容差
処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用	

会議	年月日	No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24	4004	JSA	堤	4及び5		ed	箇条4(寸法の表し方)と箇条5(寸法の許容差)とを一つの箇条に纏め、箇条4(寸法)として規定してはどうでしょうか？		原案のまま	G3191～G3194は、“寸法の表し方”、“標準寸法”及び“寸法の許容差”を独立した箇条としており、これらの規格の立て付けにあわせたいと存じます。	主査見解とおり
三者委員会	2024/7/24	4005	JSA	堤	附属書JA	1のe)欄	ed	「JISの製品規格は、断面が円の線材だけを規定しており、ISO規格を変更して規定する。」はd)欄に記載されていますので、削除し、この欄には、今後の対策だけを記載してはどうでしょうか。		採用	e)を、“現状のままとする。”に修正します。	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4006	JSA	堤	附属書JA	5のd)欄	ed	字句修正	「(許容差A～許容差C)を規定している」→「(許容差A～許容差C)に変更している」	採用		主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4007	JSA	堤	附属書JA	5のe)欄	ed	「JISの製品規格の規定内容に基づいて、ISO規格を変更して規定する。」と同様の内容がd)欄に記載されていますので削除し、この欄には、今後の対策だけを記載してはどうでしょうか。		修正採用	“必要に応じて、ISO規格との整合を取っていく。”に修正します。	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4008	JSA	堤	附属書JA	5のe)欄	ed	「JISでは取引の実態から、計算質量についての規定は必要なく、削除する。」をd)欄に移動し、この欄には、今後の対策だけを記載してはどうでしょうか。	d)欄を、「ISO規格では、計算断面面積及び単位長さ当たりの計算質量を規定しているが、JISは、取引の実態から、計算質量についての規定は必要ないため、削除している。」に修正する。	採用	d)をご提案とおりに修正し、e)を、“現状のままとする。”と修正します。	主査調整案とおり
三者委員会	2024/7/24	4009	JSA	堤	附属書JA	6のe)欄	ed	「取引の実態の相違であり、削除する。」は、d)欄に移動してはどうでしょうか。	d)欄を、「ISO規格では、質量は、受渡当事者間の協定によるとし、計算質量の場合、質量の許容差を規定しているが、JISでは、取引の実態の相違であるため、特に指定のない場合、実測質量によるとし、質量の許容差は削除している。」に修正する。	採用	d)をご提案とおりに修正し、e)を、“現状のままとする。”と修正します。	主査調整案とおり

様式2023/4/5

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

対象規格	JIS G 3195 線材の形状、寸法、質量及びその許容差
------	----------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会	2024/7/24	4010	JSA	堤	附属書JA	対応国際規格が3のe)欄	ed	「JISでは取引の実態から、計算質量についての規定は必要なく、削除する。」をd)欄に移動し、この欄には、今後の対策だけを記載してはどうでしょうか。	d)欄を、「ISO規格では、疑義が生じた場合の断面寸法の測定位置を規定しているが、JISは、取引の実態から、計算質量についての規定は必要ないため、削除している。」に修正する。	採用	d)をご提案とおりに修正し、e)を、「現状のままとする。」と修正します。	主査調整案とおりに

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会

三者委員会

対象規格	JIS G 1214-1 鉄及び鋼—りん定量方法—第1部:モリブドリン酸青吸光度法
------	----------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	8 11	表2 表5	ge	方法の定量範囲に合わせる? G 1214-2, G 1218-1及びG 1218-2にも同様の表がありま す。	0.5 以下 → 0.50 以下	原案のまま	表2及び表5は、はかりとり量又 は適用する検量線の区分を示し ているだけですので、有効桁数 を考慮する必要はないと考えま す。	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	9.1	d) 4)	ed	読点を挿入	用いてアンモニア水 → 用いて, アンモニア水	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

対象規格	JIS G 1214-2 鉄及び鋼—りん定量方法—第2部:モリブドリン酸抽出分離吸光度法
------	-------------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	目次	附属書	ed	ページ数の間違い	附属書A・・・9 → 附属書A・・・8 附属書JA・・・14 → 附属書JA・・・13	採用		主査調整案とおり
4002	東理大	田中	序文、1		ge	異なる定量操作方法による適用範囲をまとめることは無理がありませんか。また、対応国際規格は附属書Aの規定であることから、附属書Aを別にして「第3部」とするほうが規格使用者の利便性は高まると考えますが・・・。		回答	対応国際規格の方法は、国内での使用頻度があまり高くないことから、独立した部とするまでもないと判断しました。	主査調整案とおり
4003	鉄連		序文、1		ge	ISO/FDIS 10714	ISO 10714	採用	2024/6/21にFDIS投票が終了し、承認されたため。2024/7/19に第2版が発行されたため。	主査調整案とおり
4004	東理大	田中	5		ge	「第3部」を作成するならば問題はないのですが、附属書Aに関する要旨は、附属書に記載するほうが理解しやすくないですか？		回答	序文から簡条4までと同様に、この規格全体に関する事項ですので、まとめて記載しております。	主査調整案とおり
4005	東理大	田中	5		te	字句を加筆したほうが分かりやすいのでは？	生成させ、分光光度計を → 生成させ、水相の一部を取り、分光光度計を	採用		主査調整案とおり
4006	東理大	田中	A.1	表A.1	ed	方法の定量範囲に合わせる？	0.001 以上 → 0.0010 以上	採用		主査調整案とおり
4007	東理大	田中	A.2.6		te	右欄の語句を末尾に加筆	うすめる。 → うすめる。この溶液は、使用の都度、調製する。	採用		主査調整案とおり
4008	東理大	田中	A.5.1	a) 5)	ed	漢字に変更	すべて溶解 → 全て溶解	採用		主査調整案とおり
4009	東理大	田中	A.5.1	b) 3)	te	ろ紙の種別等は記載しなくてもよいですか？		採用	“場合は、ろ紙(5種A)を用いてろ過する。”とし、“ろ紙(5種A)”に点線の下線を付します。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

対象規格	JIS G 1214-2 鉄及び鋼—りん定量方法—第2部:モリブドリン酸抽出分離吸光度法
------	-------------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4010	東理大	田中	A.7	a)	te	末尾の文章“A.5.2で得た溶液を検量線用溶液とする。”を、b)の末尾に移動する。		採用		主査調整案とおり
4011	東理大	田中	A.7	b)	te	b)の文章を、右欄のように修正してはいかがでしょうか？	b) A.5.1のa)2)~a)6), A.5.2及びA.5.3の手順に従って、試料と同じ操作を試料と併行して行う。なお、A.5.2で得た溶液を検量線用溶液とする。	採用		主査調整案とおり
4012	東理大	田中	A.9	表A.4	ed	方法の定量範囲に合わせる？	1以下 → 1.0以下	採用	許容差の適用範囲は、規格の適用範囲と合わせます。	主査調整案とおり
4013	東理大	田中	JA 3, 4, -	d)列	ed	JIS規格番号の間違い(3か所)	JIS G 1202 → JIS G 1201	採用		主査調整案とおり
4014	JSA	堤	附属書JA 対応国際規格が箇条7、A.8及びA.9	d)欄	ed	d)欄では、「技術的な差異はない。」(対応国際規格が箇条7)、「技術的には一致している。」(A.8)、「規定内容は一致している。」(A.9)と記載していますが、「技術的な差異はない。」に統一してはどうでしょうか？		採用		主査調整案とおり
4015	JSA	堤	附属書JA Annex A Annex B	d)欄	-	【確認です。】 ISO規格のAnnexの内容をJISの解説に記載する場合は、ISO中央事務局の許諾が必要と聞いておりますが、許諾いただいているのでしょうか？		回答	情報の一部(回帰式の数式)だけを引用する予定です。解説への記載案が確定してからISO事務局へ確認します。 附属書JA d)の記載を、“ISO規格は、Annex A及びAnnex Bとして、許容差を求めるための国際共同実験の情報を記載している。JISは、この情報を不採用とし、一部を解説に引用している。”に変更します。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

対象規格	JIS G 1218-1 鉄及び鋼—モリブデン定量方法 —第1部:ベンゾイン- α -オキシム沈殿分離酸化モリブデン(VI)重量法
------	--------------------------------------------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	東理大	田中	1	注記1	ed	注記が一つの場合は付番しない。	注記1 → 注記	採用		主査調整案とあり
4002	東理大	田中	6.14		te	褐色瓶の材質を指定する必要はありませんか？		採用	“ガラス製の褐色瓶”とします。	主査調整案とあり
4003	東理大	田中	6.19		ed	読点を削除	はかりとって, 温水に → はかりとって温水に	採用		主査調整案とあり
4004	東理大	田中	6.20		ed	読点を削除？	うすめて, モリブデン → うすめてモリブデン	採用		主査調整案とあり
4005	東理大	田中	9.1	a) 3)	ed	読点を挿入	沸騰させ塩類を → 沸騰させ, 塩類を	採用		主査調整案とあり
4006	東理大	田中	9.1	a) 3)	te	“100 mLとする。”とありますが、容量オーバーになりませんか？		回答	JIS制定時から, 全く同じ手順の規定です。2)の白煙処理の過程で, 濃縮されるものと思います。	主査調整案とあり
4007	東理大	田中	9.1	b) 3)	te	何に加えるのですか？	受ける。硫酸(1+1) → 受ける。この溶液に硫酸(1+1)	採用		主査調整案とあり
4008	東理大	田中	9.1	c) 2)	ed	読点を挿入	加え塩類を → 加え, 塩類を	採用		主査調整案とあり
4009	東理大	田中	9.1	c) 2)	ed	読点を挿入	沸騰させクロムを → 沸騰させ, クロムを	採用	“沸騰させて, クロムを”とします。	主査調整案とあり
4010	東理大	田中	9.3	a) 1)	ed	語句の修正	デシケータ中で → デシケーター中で	採用		主査調整案とあり
4011	東理大	田中	9.3	b) 4)	te	“過塩素酸を滴加して中和した後,” ← 中和の確認方法は？		回答	JIS制定時から, 中和の確認方法を規定しておりません。各分析所は, 次のような方法で対応しております。1) pH計(又はpH試験紙)で確認する, 2) アルカリ性とした段階で水酸化鉄の沈殿が生成するので, この溶解状況で判断するなど。	主査調整案とあり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

対象規格	JIS G 1218-2 鉄及び鋼—モリブデン定量方法 —第2部:チオシアン酸塩吸光度法
------	----------------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4001	鉄連		序文、1			ISO/FDIS 4941	ISO 4941	採用	2024/7/4にFDIS投票が終了し、承認されたため。2024/7/23に第3版が発行されたため。	主査調整案とおり
4002	東理大	田中	5		ed	字句の修正	加えモリブデンの → 加えてモリブデンの	採用		主査調整案とおり
4003	東理大	田中	6.1		ge	塩酸(1+4)は要りませんか？ [6.17で使用]		原案のまま	簡条6(試薬)だけで使用する試薬は、原液などを除いて、細別として記載しておりません。	主査調整案とおり
4004	東理大	田中	6.6		te	末尾に右欄の文章を加筆しますか？	この溶液は、使用の都度、調製する。	原案のまま	鋼材分析のJISでは、これまで、王水にこの記載はありません(一部の、対応国際規格の一致規格を除く)。実態は、使用の直前に調製しております。	主査調整案とおり
4005	東理大	田中	6.14		te	100 mLの全量フラスコで問題ありませんか？[20 mL・濃縮+76 mL・洗浄・移入→100 mL] 6.13では、過塩素酸添加量70 mLなので、問題はなさそうなのですが…。		回答	実績として、問題ないとのことです。	主査調整案とおり
4006	東理大	田中	6.16, 6.17		te	褐色瓶の材質を指定する必要はありませんか？		採用	“ガラス製の褐色瓶”とします。	主査調整案とおり
4007	東理大	田中	6.22, 6.25		ed	読点を削除？(2か所)	はかりとって、温水に → はかりとって温水に	採用		主査調整案とおり
4008	東理大	田中	9.1.1 9.1.2	c) 2) d) 4)	te	“過塩素酸を滴加して中和し、” ← 中和の確認方法は？		回答	JIS制定時から、中和の確認方法を規定しておりません。各分析所は、次のような方法で対応しております。1) pH計(又はpH試験紙)で確認する、2) アルカリ性とした段階で水酸化鉄の沈殿が生成するので、この溶解状況で判断するなど。	主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

対象規格	JIS G 1218-2 鉄及び鋼—モリブデン定量方法 —第2部:チオシアン酸塩吸光度法
------	----------------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4009	東理大	田中	9.1.2	b) 2) d) 3)	ed	読点を挿入(2か所)	加熱して過塩素酸 → 加熱して, 過塩素酸	採用		主査調整案とおり
4010	東理大	田中	11	a) 注記	te	3℃を超えたときには、どのようになるのでしょうか？		回答	呈色時の温度は、チオシアン酸塩の生成速度及び鉄の還元速度などに関係し、定量値に及ぼす影響が大きいとされ、温度差が規定されたようです[分析化学 p.433, vol 14(1965)]。	主査調整案とおり
4011	東理大	田中	11	b) 3), b) 4)	ed	送り仮名の修正(2か所)	行なった場合 → 行った場合	採用		主査調整案とおり
4012	東理大	田中	12	b) 式(2)	ge	“m ₁ ”の記号を式(1)と重複しないように変更しますか？		採用	式(2)の記号を、次のように変更します。 “m ₁ ” → “m ₄ ” “m ₀ ” → “m ₅ ” “m ₄ ” → “m ₆ ”	主査調整案とおり
4013	東理大	田中	A.2.13		te	6.22の調製方法と異なるのはなぜでしょうか？また、粉末状モリブデンの場合、“使用前に酸素含有率を定量”する？		回答	対応国際規格の規定を、そのまま記載しているためです。	主査調整案とおり
4014	東理大	田中	A.2.14		ed	読点を削除	うすめて, モリブデン → うすめてモリブデン	採用		主査調整案とおり
4015	東理大	田中	A.3.2		te	“確認しておく。”←方法を記載する必要はありませんか？		回答	対応国際規格は、確認方法まで規定しておりません。検量線用溶液を測定して得た吸光度で、確認することになると思います(解説への記載を検討します。)	主査調整案とおり
4016	東理大	田中	A.5.1		ge	題名を修正したほうがよい。	A.5.1 試料溶液の調製 → A.5.1 試料溶液及び対照溶液の調製	採用		主査調整案とおり

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

規格検討会	三者委員会
-------	-------

対象規格	JIS G 1218-2 鉄及び鋼—モリブデン定量方法 —第2部:チオシアン酸塩吸光度法
------	----------------------------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
	社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
4017	東理大	田中	A.5.1		ed	字句の修正	補償溶液 → 対照溶液	採用		主査調整案とおり
4018	東理大	田中	A.5.1	a) 4)	te	100 mLの全量フラスコには入らないのでは? [30 mL+50 mL・加熱+約50 mL・移入→100 mL]		修正採用	a) 4)の“水約50 mLを加えて塩類を溶解し, 常温まで冷却する。”の規定を削除します(現行JISどおりの規定ですが, 対応国際規格にはこの規定がなく, この時点で塩類が残っているのは不自然なため。)	主査調整案とおり
4019	東理大	田中	A.5.2	a) 4)	ed	字句の修正 a) 5)の表記に合わせる?	振り混ぜた後, 静置して → 振り混ぜる。静置して	採用		主査調整案とおり
4020	JSA	堤	附属書JA 対応国際規格が箇条7、 A.5.3、A6 及びA.7	d)欄	ed	d)欄では、「技術的な差異はない。」(対応国際規格が箇条7)、「技術的には, ISO規格と一致している。」(A5.3)、「技術的には一致している。」(A6及びA7)と記載していますが、「技術的な差異はない。」に統一してはどうでしょうか?		採用		主査調整案とおり
4021	JSA	堤	附属書JA Annex A Annex B	d)欄	—	【確認です。】 ISO規格のAnnexの内容をJISの解説に記載する場合は, ISO中央事務局の許諾が必要と聞いておりますが, 許諾いただいておりますでしょうか?		回答	情報の一部(帰式の数式)だけを引用する予定です。解説への記載案が確定してからISO事務局へ確認します。 附属書JA d)の記載を, “ISO規格は, Annex A及びAnnex Bとして, 許容差を求めするための国際共同実験の情報を記載している。JISは, この情報を不採用とし, 一部を解説に引用している。”に変更します。	主査調整案とおり

様式2023/4/5

会議名: 1=原案審査(Ⅰ) 2=規格検討会 3=原案審査(Ⅱ) 4=三者委員会

原案審査
 原案審査(Ⅱ)
 規格検討会
 三者委員

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

対象規格	JIS G 1214
	鉄及び鋼—りん定量方法

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		箇条 細分箇条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a), 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会		4001						(コメントなし)				

原案審査	原案審査(Ⅱ)	規格検討	三者委員
------	---------	------	------

対象規格	JIS G 1218 鉄及び鋼—モリブデン定量方法
------	------------------------------

コメントタイプ: ge = 一般的 te = 技術的 ed = 編集上

処置案・審議結果: 原案のまま 修正採用 採用

会議	年月日	No	委員		簡条 細分簡条 (e.g. 3.1)	細別・表・図 (e.g. a, 表1)	コメント タイプ	コメント提出		担当主査調整案		審議結果・審議内容 ・修正内容 他
			社名	氏名				内容	修正案	処置案	回答・理由説明 他	
三者委員会		4001						(コメントなし)				